

9 原産地表示「国産食肉」の都道府県名表示など

1. 都道府県名などの表示

「国産」表示にかえて、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名（次ページに詳細記述）を原産地として記載できる。

鹿児島県産牛肉

宮崎はまゆうポーク

岩手産若鶏もも肉

2. 銘柄食肉の場合

地名を冠した銘柄名（ブランド名）を表示する場合も、前記1の都道府県などの表示と同様に「国産」の表示を省略することができる。

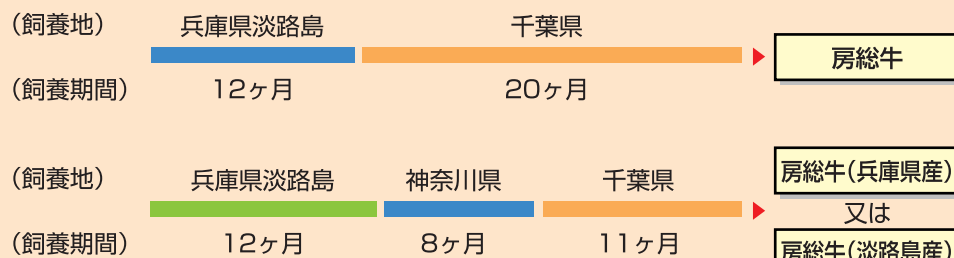
神戸牛

ふくいポーク

日向どり

○地名を冠した銘柄食肉に付けた地名と、「主たる飼養地」が一致しない（同一でない）場合は、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名、その他一般に知られている地名を原産地として併記しなければならない。

■ブランド名「房総牛」の場合

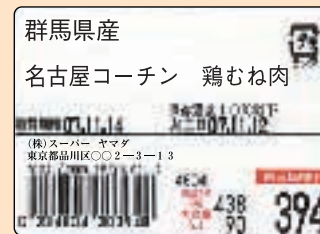


○地名を冠した銘柄食肉で、その地名が品種であるか、単に地名を冠した銘柄であるか判断出来ないものについても、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名、その他一般に知られている地名を原産地として併記する。

名古屋コーチン (群馬県産)

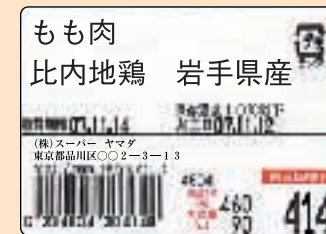
(愛知県産でないもの)

■事例



比内地鶏 (岩手県産)

(秋田県産でないもの)



○一般的に知られている地名とは

- (1) 郡名 (秩父郡、夕張郡、高座郡など)
- (2) 一般に知られている旧国名
 陸奥、陸中、陸前、岩代、磐城、常陸、上野、下野、武蔵、下総、上総、相模、信濃、甲斐、美濃、飛騨、尾張、三河、伊賀、伊勢、志摩、伊豆、駿河、遠江、越後、佐渡、越中、能登、加賀、越前、若狭、山城、近江、丹波、丹後、摂津、和泉、河内、播磨、大和、紀伊、但馬、淡路、因幡、伯耆、出雲、石見、隠岐、備前、備中、美作、備後、安芸、周防、長門、阿波、讃岐、伊予、土佐、筑前、筑後、肥前、対馬、肥後、豊前、豊後、日向、薩摩、大隅
- (3) 一般に知られている旧国名の別称 (信州、甲州など)
- (4) その他一般に知られている地名 (房総、屋久島など)

→ JAS法第19条の13、14、第24条 (103ページ)
 → 生鮮食品品質表示基準第4条 (2) のイ (108ページ) → 加工食品品質表示基準第4条 (8) (112ページ)
 → 食肉公正競争規約第3条第1項 (2) (84ページ) 第9条第1項 (2) (90ページ) / 同施行規則第5条 (85ページ)、第17条 (91ページ)